

令和元年 9 月 20 日
土庄町告示第 65 号

土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から土庄町(以下「町」という。)への移住に要する経費を補助することにより、町への移住及び定住の促進による地域の活性化を図ることを目的とする土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住支援金 国の新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金(移住・起業、就業型))(以下「交付金」という。)を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業による移住支援金をいう。
- (2) ワクサポかがわ ワークサポートかがわが管理する就職マッチングサイトをいう。
- (3) 起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型) 交付金を活用して香川県が実施する起業者のための補助事業のうち、香川県が選定した実施機関が定める起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領に基づく補助金をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件(一般)、就業に関する要件(専門人材)、テレワークに関する要件、関係人口に関する要件又は起業に関する要件のいずれかを満たす者とする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

- (1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成 22 年から令和 2 年の人口減少が 10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができる。

ア 町に住民登録をする直前に、連続して 1 年以上東京 23 区に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区に通勤(雇用者としての通勤の場

合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 町に住民登録をする直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。

(2) 移住先に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 補助金の交付申請時において、町への転入後1年以内であること。

イ 補助金の交付申請日から5年以上、継続して町に居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次のアからカまでのいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 補助対象者が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した県税及び町税を完納していること。

エ 補助対象者は、過去10年以内に補助対象者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び町が補助対象者と認める場合を除く。

オ 補助対象者を含む全ての世帯員が、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱(平成28年土庄町訓令第28号)第4条に規定する賃貸住宅家賃補助金若しくは賃貸住宅初期費用補助金又は土庄町地方就職学生支援事業補助金(令和6年土庄町告示第94号)第4条第1項に規定する補助金の交付を受けていないこと。

カ その他、町長が補助金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項の「就業に関する要件(一般)」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域であること。

(2) 就業先が、香川県が移住支援金の交付対象としてワクサポかがわに掲載している求人又は香川県以外の都道府県が移住支援金の交付対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人(以下「移住支援金対象法人」という。)であること。

(3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、移住支援金対象法人に就業していること。

(4) 第2号に規定する求人への応募日が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日以降であること。

ア 補助対象者が、香川県が移住支援金の交付対象としてワクサポかがわに掲載してい

る求人に応募した場合 香川県が当該求人を移住支援金の交付対象としてワクサポかがわに掲載した日

イ 補助対象者が、香川県以外の都道府県が移住支援金の交付対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募した場合 香川県以外の都道府県が当該求人を移住支援金の交付対象としてマッチングサイトに掲載した日

(5) 補助金の交付申請日から5年以上継続して移住支援金対象法人に勤務する意思を有していること。

(6) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 第1項の「就業に関する要件（専門人材）」とは、次の各号のいずれにも該当することという。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(2) 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。

(3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(4) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(6) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

5 第1項の「テレワークに関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することという。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(3) 所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていないこと。

6 第1項の「関係人口に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することという。

(1) 町への移住前から町や地域の人々と関わりを有する者として次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア 前年度から申請日までに小豆島移住・交流推進協議会主催の移住セミナーに参加経験を有する者であること。

イ 前年度から申請日までに小豆郡内の町が運営している移住体験施設の利用経験のある者であること。

ウ 小豆郡内に居住経験のある者であること。

(2) 地域の労働力及び担い手の確保に資する者として次のア及びイのいずれかに該当すること。

ア 農林水産業（一次産業）に就業する者であること。

イ 家業へ就業する者であること。

7 第1項の「起業に関する要件」とは、補助金の交付申請日までの1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を受けていることをいう。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 補助対象者が単身世帯の場合 60万円

（2） 補助対象者が補助対象者を含む2人以上の世帯員とともに町へ転入した場合 100万円

（3） 補助対象者が18歳未満の世帯員を帯同して町へ転入した場合 18歳未満の者1人につき100万円

2 補助対象者を含む2人以上の世帯員とともに町へ転入した補助対象者が補助金の交付を申請しようとする場合には、補助対象者を含む世帯員全員が次の各号のいずれにも該当しなければならない。

（1） 移住元において、同一世帯に属していたこと。

（2） 補助金の交付申請時において、同一世帯に属していること。

（3） 補助金の交付申請時において町への転入後1年以内であること。

（4） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。

3 補助対象者が、18歳未満の世帯員を帯同して町へ転入し、18歳未満の世帯員につき加算額を申請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。

（1） 18歳未満の世帯員は、前項に掲げる要件を満たす者で、申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満のものであること。ただし、申請日の属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は、対象とする。

（2） 18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でないこと。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土庄町東京圏UIターン移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を町長に、町に住民登録をした日が属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

2 申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて町長に提出しなければならない。

（1） 写真付き身分証明書又はその写し（提示により本人確認できる書類）

（2） 移住元の住民票の除票の写し等（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）

（3） 申請者が外国人である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの

（4） 申請者が第3条第3項又は同条第4項の就業に関する要件を満たす者である場合は、就業証明書（就業に関する要件用）（様式第2号）

（5） 申請者が第3条第5項のテレワークに関する要件を満たす者である場合は、就業証

明書（テレワークに関する要件用）（様式第3号の1、様式3号の2）

- (6) 申請者が第3条第6項の関係人口に関する要件を満たすものである場合は、就業証明書（関係人口に関する要件用）（様式第4号の1、様式4号の2）
- (7) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた者の場合）
- (8) 開業届出済証明書等、移住元での在勤地を確認できる書類（東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合）
- (9) 個人事業等の納税証明書等、移住元での在勤期間を確認できる書類（東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合）
- (10) 東京23区内の大学等の在学期間の分かる卒業証明書等の書類（東京23区内の大学等へ通学していた者の場合）
- (11) 申請者が第3条第7項の起業に関する要件を満たす者である場合は、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定通知書の写し
- (12) 県税に滞納がないことを証明する書類
- (13) 町税に滞納がないことを証明する書類
- (14) 申請者が申請者を含む2人以上の世帯員とともに町へ転入した場合にあっては、申請者を含む世帯員全員に係る第2号、第11号及び前号に掲げる書類
- (15) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。

2 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきでないものと認めたときは、土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

（補助金の交付請求）

第7条 前条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた申請者は、土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金交付請求書（様式第7号）により、町長に補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消等）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情とし

て、町長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の交付申請日から5年以内に、町から転出した場合
 - (2) 第3条第3項又は第4項の就業に関する要件を満たす者である場合は、補助金の交付申請日から1年以内に、補助金の交付要件を満たす職を辞した場合
 - (3) 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合
 - (4) 虚偽の申請であること又は居住、就業若しくは起業の実態がないことが明らかになった場合
- 2 町長は、前項及び第7項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第78号）により通知するものとする。
- 3 補助金受給者は、町長が居住確認のための立入調査等を行う場合は、これに応じなければならない。
- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向又は研修等による転出の場合には、交付決定の取消しは行わないものとする。この場合において、補助金受給者は、就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書（様式第9号）を転出する前に町長に提出しなければならない。
- 5 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者が県内の他市町に転出する場合は、交付決定の取消しは行わないものとする。この場合において、補助金受給者は、町長に転出報告書（様式第10号）を提出しなければならない。なお、転出した後、さらに県内の別の市町に転出する場合も同様とし、以後、転出のたびに同様の取扱いとする。
- 6 補助金受給者は、補助金の交付申請日の次年度から5年間の間、毎年度、3月1日から同月31日までに、町長に現況届（様式第11号）を提出しなければならない。
- 7 町長は、補助金受給者から前3項に規定する書類の提出がない場合又は第3項に規定する立入調査等を拒否した場合等で補助金受給者の県内居住が確認できないときは、交付決定を取り消すことができる。

（返還請求）

第9条 町長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 町長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。
- 3 本条による返還金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
 - (2) 補助金の交付申請日から3年未満に県外の市区町村に転出した場合 全額
 - (3) 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合 半額

(4) 第3条第3項又は第4項の就業に関する要件を満たす者である場合は、補助金の交付申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(5) 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合 全額

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年4月28日告示第65号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の土庄町東京圏Uターン移住支援事業補助金交付要綱第3条第2項第1号の規定は、令和2年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月24日告示第50号）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の土庄町東京圏Uターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月29日告示第49号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の土庄町東京圏Uターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日告示第42号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の第4条の規定は、令和5年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年9月29日告示第87号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の土庄町東京圏Uターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年6月23日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日告示第 3 6 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第 3 条第 2 項第 3 号の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の土庄町 U I J ターン移住支援事業補助金要綱第 3 条第 2 項第 1 号、同項第 3 号、同条第 5 項、同条第 6 項及び第 5 条第 2 項第 6 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条関係）

土庄町長様

年 月 日

年度土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金交付申請書

土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所		電話番号	
メールアドレス			

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯		
世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1 の申請者は含まない）		人	左の家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数	人
補助金の種類	就業（一般）	就業（専門人材）	テレワーク	起業

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙 1「土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙 2「土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から 5 年以上継続して町に居住し、かつ、就業又は起業をする意思について	A 意思がある	B 意思がない
（テレワークの場合のみ記載） 土庄町への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属先企業等からの命令である
（関係人口の場合のみ記載） 町への移住前から町や地域の人々とかかわりを有する者に該当する	A 該当する	B 該当しない
（関係人口の場合のみ記載） 地域の労働力及び担い手の確保に資する者に該当する	A 該当する	B 該当しない

4 転出元の住所

住所	
----	--

5（東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京 23 区への在勤履歴※ 5 年以上の在勤履歴を記載

期間（年月日～年月日）	就業先名称	就業先所在地

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の支給対象とならない場合があります。（移住前の勤務先を辞職後、住民票を移すまでの間に、東京 23 区外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として要件を満たしません。）

※雇用保険の被保険者について…常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、② 31 日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

6（東京 23 区内の大学等への通学者に該当する場合のみ記載）東京 23 区への通学履歴

期間（年月日～年月日）	通学先名称	通学先所在地

7（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署			
所在地	〒		
勤務先部署に行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ()		
勤務先部署からの通勤手当の支給の有無	有 ・ 無		

年 月 日

土庄町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号（ ） -

土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

私は、 年度土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項を厳守履行することを誓約します。

- 1 土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 補助申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の交付申請日から3年未満に県外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合：半額
 - (4) （就業の場合）補助金の交付申請日から1年以内に補助金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (5) 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合：全額

様式第 1 号 別紙 2（第 5 条関係）

土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

香川県及び土庄町は、土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、香川県及び土庄町は、当該個人情報について、他の都道府県及び香川県内の各市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村、その他関係機関に提供し、又は確認する場合があります。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

土庄町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（就業に関する要件用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
マッチングサイト掲載求人（※）の場合	☐ 「ワクサポかがわ」掲載求人 ☐ 県のマッチングサイト掲載求人該当する 求人番号：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、町の求めに応じて、県及び町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（※）移住支援金の対象として、香川県が「ワクサポかがわ」に掲載している求人又は他の都道府県が同都道府県の指定するマッチングサイトに掲載している求人をいう。

様式第3号の1（第5条関係）

※就業者用

年 月 日

土庄町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（テレワークに関する要件用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	当該勤務者の移住は、所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）によるものではない
就業形態	週 20 時間以上のテレワーク ☐ 該当する ☐ 該当しない
交付金による資金提供	当該勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、町の求めに応じて、県及び町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

土庄町長 様

居住地
申請者名

就業証明書（テレワークに関する要件用）

次のとおり相違ないことを証明します。

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 時間	
	平日 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 時間	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3カ月)	年 月	年 月	年 月
	日/月、 時間/月	日/月、 時間/月	日/月、 時間/月
特記事項（備考）			

※別途、開業届出済証明書等を添付ください。

様式第4号の1（第5条関係）

※就業者用

年 月 日

土庄町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（関係人口に関する要件用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日

土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、町の求めに応じて、県及び町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 4 号の 2（第 5 条関係）

※個人事業主用
年 月 日

土庄町長 様

居住地
申請者名

就業証明書（関係人口に関する要件用）

次のとおり相違ないことを証明します。

就労内容	
就労先住所	
就労先電話番号	
就労開始年月日	年 月 日
特記事項（備考）	

※別途、開業届出済証明書等を添付ください。

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

土庄町長



年度土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金について、土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり交付を決定しましたのでお知らせいたします。

1 交付決定額 _____ 円

【備考】

- 1 町は、土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合は、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・補助金の交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・補助金の交付申請日から 3 年未満に県外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・補助金の交付申請日から 3 年以上 5 年以内に県外の市区町村に転出した場合：半額
 - ・申請者が第 3 条第 3 項又は同条第 4 項の就業に関する要件を満たす者である場合は、補助金の交付申請日から 1 年以内に補助金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・起業等スタートアップ支援補助金の交付決定を取り消された場合：全額
- 2 町は、土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合は、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・補助金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・補助金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫（以下「日本政策金融公庫」という。）の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

土庄町長



年度土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金について、土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり交付しないことを決定しましたのでお知らせいたします。

交付しないことを決定した理由

年 月 日

土庄町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号（ ） -

年度土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった 年度土庄町東京圏U I J ターン
移住支援事業補助金について、土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金交付要綱第
7 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫・ 農協・漁協								本店・支店・ 支所・出張所	
口座種目	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他()	口座番号								
口座名義人	(フリガナ)									

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

様

土庄町長



年度土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった当該補助事業について、補助金交付決定の全部又は一部を取り消したので、土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助事業の名称

土庄町東京圏U I J ターン移住支援事業

2 補助金受給者氏名

3 交付決定取消しの理由

4 補助金返還額

_____ 円

様式第 9 号（第 8 条関係）

年 月 日

土庄町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
一時的転出先（勤務先等）の所在地	
一時的転出先（勤務先等）の電話番号	
転出理由 ※いずれかに✓してください	一時的な勤務先の変更 ☐ 転勤 ☐ 出向 ☐ 研修 ☐ その他 ☐ （その他の内容）
転出の期間	年 月 日～ 年 月 日
一時的な転出の内容 ※両方に✓してください	☐ 他の市区町村に転出する期間が 1 年以内であること ☐ 転出した者は、転出先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること

※土庄町東京圏 U I J ターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、町の求めに応じて、県及び町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。なお、一時的な転出ではないことが明らかになった場合は、勤務者に対して補助金の全額又は一部の返還を求める場合があります。

※勤務者に対して補助金を支給した町から、転出前の就業先又は一時的な転出先（勤務先等）に就業等の状況を確認する場合があります。

様式第 10 号（第 8 条関係）

転 出 報 告 書

土庄町長 様

年 月 日

届出人 (補助金 受給者)	ふりがな		連絡先	日中連絡の取れる電話番号 () — ※必ず記入してください
	氏 名			

新住所	〒 —
旧住所	〒 — 土庄町

転出年月日	年 月 日
-------	-------

※補助金を受給した町から転出する場合は、補助金の申請を行った担当課に、必ずこの転出報告書を御提出ください。転出した後、さらに県内の別の市町に転出する場合も同様にこの転出報告書の提出が必要です。以後、転出のたびに同様の手続を行ってください。

※転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問合せや転出先の立入調査等を行う場合があります。立入調査等を拒否する場合など、県内での居住が確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずる場合があります。

※補助金の交付申請日から 5 年以内に県外に転出する場合は、補助金の返還対象になります。

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

現 況 届

土庄町長 様

年 月 日

届出人 (補助金 受給者)	ふりがな		連絡先	日中連絡の取れる電話番号 () — ※必ず記入してください
	氏 名			

現在の住所	〒 —
-------	-----

○就業に関する要件（一般又は専門人材）を満たす者として交付決定を受けた場合は、以下も記載すること。

ただし、移住支援金の申請日の次年度までとする。

事業所名	
勤務先所在地	
就業年月日	
雇用形態	
証明欄	この者は、本事業所で勤務していることを証明します。 年 月 日 (所 在 地) (事業所名) (代表者名) 印 (電話番号) (担 当 者)

※現在の住所地を確認するため、住民票の写しを1部添付してください。

※町の担当課に当該年度の3月1日から同月31日までの間に、この現況届を提出してください（補助金の申請日の次年度から5年間）。

※転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問合せや転出先の立入調査等を行う場合があります。立入調査等を拒否する場合など、県内いずれかの市町での居住が確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずる場合があります。

※補助金の交付申請日から5年以内に県外に転出する場合は、補助金の返還対象になります。